

# 令和8年度

## 小平市立小平第十二小学校 「いじめ防止基本方針」

小平市立小平第十二小学校

校長 長澤 正幸

### 1 いじめ問題に対する基本方針

- (1)いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に取り組む。
- (2)いじめを生まない土壌づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する。さらに、いじめの再発や連鎖を防止する。
- (3)必要に応じて家庭、地域、関係諸機関との連携を強化し、情報収集や共有を図り早期発見・早期対応を徹底する。

### 2 いじめの防止等のための組織の設置

- (1)いじめ対策のための学校いじめ対策委員会を設置する。校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、該当学年担任及び学年主任で構成する。
- (2)学校いじめ対策委員会を支援するために学校経営協議会を学校サポートチームとする。
- (3)いじめ重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して調査を行う。

### 3 未然防止のための取組の推進

- (1)発達支持的生徒指導の徹底を図り、児童が規律ある態度で、授業や行事に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合い大切にできる人間関係を醸成する。
- (2)特別活動を中心にして、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育む。
- (3)児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ふれあい月間を中心に年間3回「いじめ防止授業」を実施する。
  - 全校朝会や学年集会等で、定期的にいじめをテーマにした講話を実施する。
  - 代表委員会を中心に、児童主体の「あいさつ運動」を実施する。
  - 教員のいじめについての正しい認識と児童についての正しい理解を促進する。
    - ・年間3回のいじめ防止研修、年1回人権教育研修、入学前の関係機関との連携等
  - いじめ防止等の取組について、児童、保護者、地域への啓発を推進する。
    - ・ホームページ、学校だより、学校公開、保護者会、SNSルールづくり、リーフレット等
  - 学校経営協議会でいじめ問題について対応等を周知・協議する。

### 4 早期発見のための取組の推進

- (1)いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であるので、教職員が連携して児童の些細な変化に

気付き対応できる体制をつくっていく。

(2)いじめは大人の目が届かないところで行われたり大人が気付きにくい形で行われたりすることを認識し、些細なことも見逃さず早い段階から関わり、早期発見の取組を推進する。

- 定期的にアンケートを実施し、気になる事案については児童との個別面談を実施する。
  - ・月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間アンケート等
- 相談しやすい体制の整備と相談窓口を周知する。
  - ・スクールカウンセラーによる巡回や相談、5年生児童全員への面談、SCだより等
  - ・年3回のいじめ防止授業の実施
- 毎週金曜日の生活指導夕会で、情報共有と予防策や早期対応策を検討し全職員で実施する。
- 日常的な児童観察といじめ防止に努める。
  - ・休み時間や放課後の雑談の中などでの児童の様子を観察
  - ・いじめを見た児童が傍観者にならないように指導
  - ・集団から離れている児童の発見、声掛け
  - ・日記やノート等を活用した交友関係や悩みの把握
  - ・児童の作品や持ち物、言葉づかいや行動の観察
- 保護者との連携を進める。
  - ・個人面談や保護者会、教育相談日等の機会を活用した児童の悩みの相談
  - ・情報の共有

## 5 早期対応のための取組みの推進

(1)「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で、発見したいじめに対して、一人で抱え込まず、全教職員で速やかに組織的に対応する。

(2)いじめを受けた児童を守る体制を確立するとともに、いじめを行った児童及びその保護者に対して指導に当たる。

- 学校いじめ対策委員会を主導として速やかに組織的に対応する。
  - ・いじめの発見、通報を受けた教職員は、直ちに管理職、生活指導主任に報告
  - ・速やかな聞き取りで、いじめの事実の有無を確認
  - ・いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童が安全に教育を受けられる環境の整備
  - ・教育的配慮の下、いじめた児童への毅然とした態度での指導
  - ・いじめに関わる双方の保護者への発生状況及び対応状況の報告、支援及び助言の徹底
  - ・必要に応じて保護者会での情報共有と警察や関係機関等への相談・連携
  - ・対応経過記録の作成・保存、進学時に適切な引継及び情報を共有

## 6 いじめへの対処

(1)社会通念上のいじめと、学校で認知するいじめは必ずしも一致するものではない。加害児童や第三者から問題ないと見える場合や被害児童がいじめられていないと否定する場合でも、苦痛と感じているものは認知する。

(2)いじめを認知することは、児童の苦痛を受け止めケアすることと捉え、いじめ解消へ向けた取組を組織

的に行っていく。

- 児童や保護者からの訴えや社会通念上のいじめと思われる言動等を把握した場合は、学校いじめ対策委員会を開き、事実確認を行い、今後の対応を協議する。
- いじめを受けた児童へは、適切な安全確保、心身のケア、学習支援を行っていく。
- いじめをした児童へは、個に応じたきめ細かい指導、心身のケアを行うとともに、場合によっては警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

(3)いじめ解消の基準は、当該いじめの行為が少なくとも3か月継続してやんでいること、いじめられた児童が苦痛を感じていないことを目安とする。児童が信頼できる教員がスクールカウンセラー等の専門家と連携し、丁寧に児童の状況を確認する。

## 7 重大事態への対処

(1)いじめにより「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処する。

- いじめの情報・訴えやいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集、記録の共有し、いじめの認知、対応を確認する。
- 児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。
- 「疑い」が生じた段階で、学校いじめ対策委員会を開き、調査を開始する。
  - ・調査方針の決定及び保護者への説明
  - ・事実関係の聴取、事実関係の整理
  - ・再発防止に資する対応策の検討
  - ・報告書の作成、取りまとめ

(2)学校いじめ対策委員会で調査したことを、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、情報を提供する。また、調査結果を教育委員会へ報告する。

- 調査結果の公表については、教育委員会が判断する。

## 8 取組の評価・見直し

(1)ふれあい月間で実施する「教員シート」「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価・改善を行う。

(2)評価したことを基にして「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。